

Title	〔商法 三―〕 破産会社の代表者が破産会社からの借入金によって 自社株を譲り受ける行為が自己株式の取得にあたらないとされた事例
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.3 (1991. 3) ,p.106- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910328-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三一一〕

破産会社の代表者が破産会社からの借入金によって自社株を譲り受ける行為が自己株式の取得にあたらぬとされた事例

〔判示事項〕

破産会社の代表者が破産会社から同社振出の小切手の交付を受けて金員を借り受け、これを信用金庫に差し入れて同信用金庫振出の自己宛小切手にかえらうえ、右小切手を株式譲渡代金の支払として譲渡人に交付したときは、破産会社が自己株式を取得したことはない。

〔参照条文〕

商法二一〇条・破産法八三条一項

〔事実〕

X（原告・控訴人）は、昭和五五年四月一八日に破産宣告を受けた訴外A会社の破産管財人である。

Y₁会社、Y₂およびY₃（いずれも被告・被控訴人）は、A会社の株主であったところ、昭和五四年一月二八日A会社代表取締役Bから訴外C信用金庫振出の額面六〇〇万円の自己宛小切手

（札幌高判昭和六〇年七月二三日
昭和五九年（第）第一〇九号不当利得返還請求控訴事件
金融・商事判例七三二号二頁）

の交付を受けて、各自の保有株式を譲渡し株券を交付したが、当該自己宛小切手は同日BがA会社を代表して振出した額面六〇〇万円の小切手をBがA会社の取引銀行であるC信用金庫に差入れて交付を受けたものであった。

Xは、次のように主張して、Y₁会社らに対して本件株式譲渡代金六〇〇万円の返還を求めた。

(1) 本件株式譲渡の譲受人はA会社であるから自己株式の取得となつて株式譲渡は無効である。かりに、本件譲渡がB名義でなされたとしても、A会社の計算でなされたものであり、かつY₁等はいずれも右事実を知っていたものであるから、本件株式譲渡は自己株式の取得に当たり無効である。

原審（札幌地裁滝川支部昭和五九年三月七日判決）は、右株式の譲受は、Y₁らとの意見対立を生じたBがY₁らからの株式買取のとくそくに応じて行われたものであり、その譲渡代金はA会社

から借り受けて支払ったものであるから、譲受人はA会社ではなくB個人であって、自己株式の取得にあたらないとしてXの請求を棄却した。

Xは控訴審において次のような新たな主張を追加した。

(1) A会社による右自己株式の取得は、当時他に売却できる可能性のない実質的に無価値の株式であったから、破産法七二条五号にいう破産申立前六月内に行われた無償行為ないしこれと同視すべき有償行為に該当する。

(2) 仮にそうでないとしても、右自己株式の取得は、A会社が破産債権者を害することを知ってなしたものである(同法七二条一号参照)。

一たとえ、本件株式譲受がA会社による自己株式取得に該当せず、B個人がA会社から金員を借り受けて本件株式を譲り受けたものであるとしても、A会社のBに対する六〇〇万円の貸付は、破産債務者を害する行為であり、かつこれを知ってなされたものであり(同法七二条一号)、Y₁らは、右取得の当時A会社のBに対する右貸付が否認権行使の対象となることを知っていたものであり、さらに、本件株式は、他に売却できる可能性のない実質的に無価値の株式であったから、本件株式譲渡名下に金六〇〇万円を転得する行為は、無償行為またはこれと同視すべき有償行為によって転得した場合に該当する(同法八三条一項三号)。

〔判旨〕 控訴棄却。

一 「……当裁判所も本件株式の譲受人は名実ともに訴外B個人であり、A会社が自己株式を取得したのではないから、XのY₁らに対するA会社が自己株式を取得したことを前提とする各主張はいずれも失当であると判断するが、その理由は、……：……：原判決の理由説示と同一であるから、ここにこれを引用する(一審判決の理由―A会社は、……：訴外Bが、Y₂及び訴外Dの援助を受け……：設立した株式会社であり、Y₂が専務取締役をしていたY₁会社及び訴外Dが専務取締役をしていた訴外E会社が主たる株主となり、Bが代表取締役、Y₂及びDが監査役に、またY₁会社の……：営業所長であったY₂が取締役就任した。A会社は……：設立後その業績を順調に延ばしたが、Bの自宅の建築や株主に対する配当などの問題について、BとY₂との間で意見の対立が生じ、かつ、右兩名の企業経営の姿勢の違いも加わって、Y₁らはA会社の経営から手を引き、A会社の経営をBの自由に委ねることを考えるに至り……：さらにY₁らは……：Bに対しY₁らの保有していたA会社の株式を買取るように申し入れ、Bも自分がA会社の株式の過半数を取得し、実権をもって経営に当たりたいと考えていたため、暗黙のうちにこれを承諾したものの、株式買取について当座の資金がなく、……：A会社から一時右代金相当額を借り受け、その後自己がA会社に対して有する債権で返済し、或いは株式の一部を更に他の人に譲渡することによって代金の一部に充当することなどを考え、……：自ら額面金六〇〇万円のA会社の小切手を振出し、これを……：

信用金庫に差し入れて取得した同金庫の自己宛小切手をY₁に手渡した。……X代理人は(一)本件株式の代金をA会社が出捐していること、(二)A会社は、本件株式を自己株式として処理していること及び(三)本件株式の株券がA会社の占有下におかれていることなどの事実をもって、本件株式の譲受人はA会社であるとし、少なくとも、本件株式の取得は、A会社の計算でされたものである旨主張するが、……本件株式の取得代金は、BがA会社から借受けたものと認められるところであり、また、A会社の伝票上、本件株式譲渡が自己株式の取得として処理されているとしても、それは同社の会計担当者に基づくものにつきないこと、さらに、本件株式がA会社の金庫の中にあつたのも、Bの不在中に本件株式の株券が届けられ、一時金庫に保管されたものが、そのままになっていたにすぎないのであって、……本件株式の譲受人がA会社であること、或いは、本件株式の譲受がA会社の計算でされたものであることを推認することはできない。

二 「1、A会社からその取締役であるBに対する本件貸付は、商法二六五条にいう取締役と会社間の取引に当るところ、……取締役会の承認を受けていないので、A会社はBに対してその無効を主張し、貸付金の返還を請求することができる（最判昭和四三年一月二十五日民集二二卷一三号三五頁参照）。したがって、本件貸付は、A会社の責任財産である破産財団となるべき財産を減少させ、後記……のような一般債権者が満足

を得られなくなる結果を生ずるものであるから破産法七二条一号にいわゆる「破産債権者を害する」ものといふことができ、またA会社を代表して本件貸付をなした代表者代表取締役たるBにおいても……本件貸付の当時、右結果を生ずることの認識を有していたものと推認される。そうすると、A会社は、破産財団のため、本件貸付による受益者たるBに対し、同貸付について否認権を行使することができる。

2、ところで、Bは、……A会社から額面金六〇〇万円の小切手を受領することにより本件貸付を受けたうえ、同小切手を信用金庫に差し入れて額面金六〇〇万円の小切手の交付を受け、これを本件株式譲渡代金六〇〇万円の支払としてY₂に交付している。このように、本件貸付によって受け取った小切手を他の（註筆者補充小切手に切り替えたうえ、これをもって本件株式譲渡代金の支払に充てた場合、前記小切手と他の小切手との間には社会觀念上同一性があり、Y₂が右代金として受領した小切手は、なお前記小切手に由来するものと解される。そうすると、Y₁らは、受益者たるBが否認の対象たる本件貸付によって取得した財産権を同訴外人から承継的に転得した破産法八三条一項にいわゆる「転得者」に該当するものといふべきである。

3、……（認定された事実によると「筆者補充」）本件株式譲渡のなされた昭和五四年一月二十八日当時、本件株式は無価値ないしこれと同視すべき程度の価値しか有しなかったものではないので、右株式譲渡行為をもって、無償行為またはこれと同視

すべき有償行為とすることはできないし、また、そのころ、Y₁らにおいて、本件貸付が否認権行使の対象となることを知っていた事実もないものというべきである。」

〔研究〕

一、本件において、Xは、本件株式の譲受人はA会社であり、本件株式譲渡は、自己株式の取得として無効であると主張しているのに対し、Y₁らは、いずれも、本件株式はA会社の代表者であったB個人に譲渡したものであり、A会社が自己株式を取得したのではないと争っている。そして判旨は、本件株式譲渡の経緯等の詳細な事実認定に基づき、Y₁らに軍配をあげ、本件株式譲受人はA会社の代表取締役であったB個人であると認定している。

株式譲渡の当事者が誰であるかは、法律行為の解釈の問題であり、その解釈にあたっては、現実の行為者の合理的意思を探究することが必要である。株式譲渡人側を代表してY₂の意思を考えると、裁判所の事実認定に基づく限り、株式譲渡の相手方としてB個人を意図していたと考えるのが妥当である。なぜなら、Y₂がA会社の経営から手を引くにあたり、その保有していたA会社の株式の買取りを要求する際の相手方としては、自己株式取得の問題が生ずるA会社よりも、A会社の経営を委ねるべきB個人を考えるのが自然だからである。つぎに、Bの意思については、どのように考えたらいいか。判旨は、BがY₂に対し本件株式を自ら個人としての立場で譲り受けることを承諾し

たと認定している。この承諾の意思表示は、少なくとも、形式的には、本件株式譲受人の名義人をBとする趣旨であることは理解しうるが、実質的にみて、名義上も計算上もB個人として譲り受ける趣旨をも表示したものと考えうるかは問題である。

判旨は、本件株式六、〇〇〇株を譲り受けるとBの持株数がA会社の発行済株式総数の過半数に達し、A会社の経営の実権がBの手中に入ること、Bの意思内容の認定にあたって重視しているが、A会社に株式を買い取らせても、Bの会社支配権はかなり増加するから（自己株式については議決権を行使することはできない―商二四二条二項）、Bの持株比率の増大ということをもって、B個人として譲り受ける意思の認定の決定的根拠とすることはできない。

してみれば、BがA会社を代表する意思をもって承諾の意思表示をしたということ（A会社を頭名する必要はない―商五〇四条）も考えられなくはないが、Bについても直接に自己株式の取得となるようなことを目論んでいたと考えるのは不自然である。そこで、つぎにBにA会社を代表する意思がなかったとしても、A会社の計算でなす意思もなかったかどうか問題となる。自己株式の取得に当るか否かの判断に際しては、行為の名義よりも計算を重視すべきであり、名義のいかんを問わず、それが発行会社の計算においてなされている場合には、自己株式の取得として取り扱われるというのが近時の判例・学説の一致して認めるところである。本件では、A会社の伝票等の上で

本件株式がA会社の取得した自己株式として処理されていることが認定されているから、株式を譲り受ける側の内部処理の問題としてA会社の負担とすることが、BおよびA会社の意図であったと推認することは一応可能である。それゆえ、株式の譲り受けがA会社の計算でなされたとすれば、第三者の名義で会社の計算において株式を取得したということになり、自己株式の取得として、株式取得の効力が問題となる。

この点に関し、通説は、会社は譲渡人が自己株式の取得であることにつき悪意でない限り、その無効を主張することができないと解しているから、Y₂のB個人に譲渡する意思が明白である本件においては、A会社が自己株式の取得を理由に、Y₂等に対して本件株式取得が無効であるとして、株式譲渡代金の返還を請求することはできないといわなければならない。

もっとも、判旨は、A会社が会計上自己株式として処理していることは、会計担当者の判断に基づくものにすぎないとして、帳簿上このような処理がされていることを重視していないし、Bは自己株式の概念について知識を有していなかったため、計算書類中の自己株式の記載を訂正ないし削除する措置を怠っていた結果であると判断している。本件株式の譲受がA会社の計算でなされたものであるとの推認は困難である。したがって、本件株式の譲受人は名実ともにB個人であると解した判旨は妥当である。

二、Bに対する貸付が金銭の交付によりなされた場合と異なり、

本件のように小切手の交付によりなされた場合には、これについて破産法八三条一項にいう転得の問題が生じる。したがって、Y₂等がA会社振出の小切手をそのまま受領したならば、転得者に該当することは疑の余地はない。ところが、本件においては、Y₂等がBから受領したのは、A会社振出の小切手ではなく、これをBが、信用金庫に差し入れて交付をうけた信用金庫振出の自己宛小切手である。Y₂等が転得者(財産権の承継的取得者)に当たるかどうかが問題となる。なぜなら現金を持参して金融機関から自己宛小切手を振り出してもらう関係は、一種の小切手の売買と解するのが通説であり、また小切手の無因性からも、法律的には同一性があるとはいえないからである。しかし、破産法八三条の関係では、A会社振り出しの小切手と信用金庫振り出しの自己宛小切手との間には社会通念上同一性があるものとしてY₂等を本件貸付の原因としてA会社から振り出された小切手の転得者と考えてよいのではなからうか。

なお、転得者に対する否認権行使の原因とする転得金返還請求の主張の当否について裁判所の判断が示されているが、これは破産法の問題であり、この問題を扱った詳細な研究として吉本健一「本件判例批評」(商事法務一七六号四〇頁―四一頁)があるので(その結論には私も同感である)、本稿では触れないことにする。

(平成二年二月二〇日稿)

阪 莖 光 男